

2021年度 第1回9月 高2レベル記述模試 国語採点基準

1 文(文章)で解答する設問の答案については、次のA項の加点要素の合計から次のB項・C項の減点要素の合計を引いた得点をその設問の得点とします。ただし最低点は0点としマイナスの得点はつけません。

A【加点要素】

- a 以下の採点基準では、模範解答をいくつかの要素に分割し加点要素とします。答案中にその加点要素に相当する部分があれば、その加点要素に配点された得点を与えます。
- b ある加点要素は、その加点要素に配点された得点が0点で採点することを原則とします。たとえば、5点配点された加点要素であれば、5点か0点で採点することを原則とします。

*ただし、その加点要素中の部分点を認める場合もあります。その場合、それぞれの採点基準の中に明記されています。

- c ある要素に加点するか否かが、他の要素と無関係に決まる場合と、他の要素との関係で決まる場合があります。前者の場合は、その要素を単独採点(独立採点)すると言い、その旨が必ず明記されています。後者の場合は、他の要素との関係について以下の採点基準の中で具体的に指示されています。
- d 解答通りという条件がある場合は、いかなる部分点も認めません。

B【減点要素その1】

- a 答案中に大きな誤読と判定される内容(語句)などがある場合は、その内容(語句)を減点要素として示している場合もあります。
- b 答案中には加点要素でも減点要素でもない内容が含まれることもあります。その部分は加点も減点もしません。

C【減点要素その2】

次に該当するものは、答案の形式上の不備として、一箇所につき1点の減点とします。

- a 誤字。漢字などの文字の明らかな誤りは誤字とします。
- b 脱字。
- c 文末の句点の脱落。
- d *字数指定のない場合、句点の脱落は誤字とみなし、1点の減点とします。

- e その他不適切と判断せざるをえない箇所。
- e 不適切な文末処理。設問の問い方に対応していない形で答案の文末を結んでいない場合は、適切な文末処理が行われていないと見て形式上の不備による減点要素とします。

*たとえば、「…」とはどういうことか?」という問いに体言で結んでいないものなどは

適切な文末処理が行われていないと見て形式上の不備とします。

*理由が問われているのに「から」「ので」などで結んでいないものなども適切な文末処理が行われていないとみなし、形式上の不備と見ます。

*ただし、「ことである」などの表現は、「こと。」などで結んでいるものと同様な文末処理が行われていると見ます。また、「からである。」「などの表現は「から。」「などで結んでいるものと同様な文末処理が行われていると見ます。

*文末の表現を問わない場合がありますが、その場合はその都度明記されています。

2 日本語の表現として不適切なものは、程度に応じて減点します。

*なお、「…すること」を「…するの」と表記している場合については減点しないものとします。

3 次の各項に該当するものは、部分点の要素があっても、その設問の得点を0点とします。

a 答案が解答欄の欄外にはみ出しているもの。

b 一行の解答欄に二行以上書かれているもの。

c 字数指定のある設問で、字数をオーバーしたものの。

d 答案の文章が最後まで完結していないもの。

4 古文あるいは漢文の訳を記述する設問の場合も以上に準じますが、文末の句点や文末の処理あるいは答案の完結にこだわらなくともよいものもあります。その場合はその都度明記されています。

高2レベル記述模試

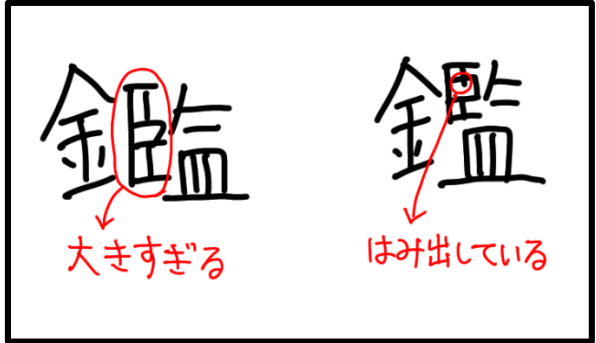
一 評論 野矢茂樹『哲学の謎』 採点基準（50点満点）

問一 配点：各2点

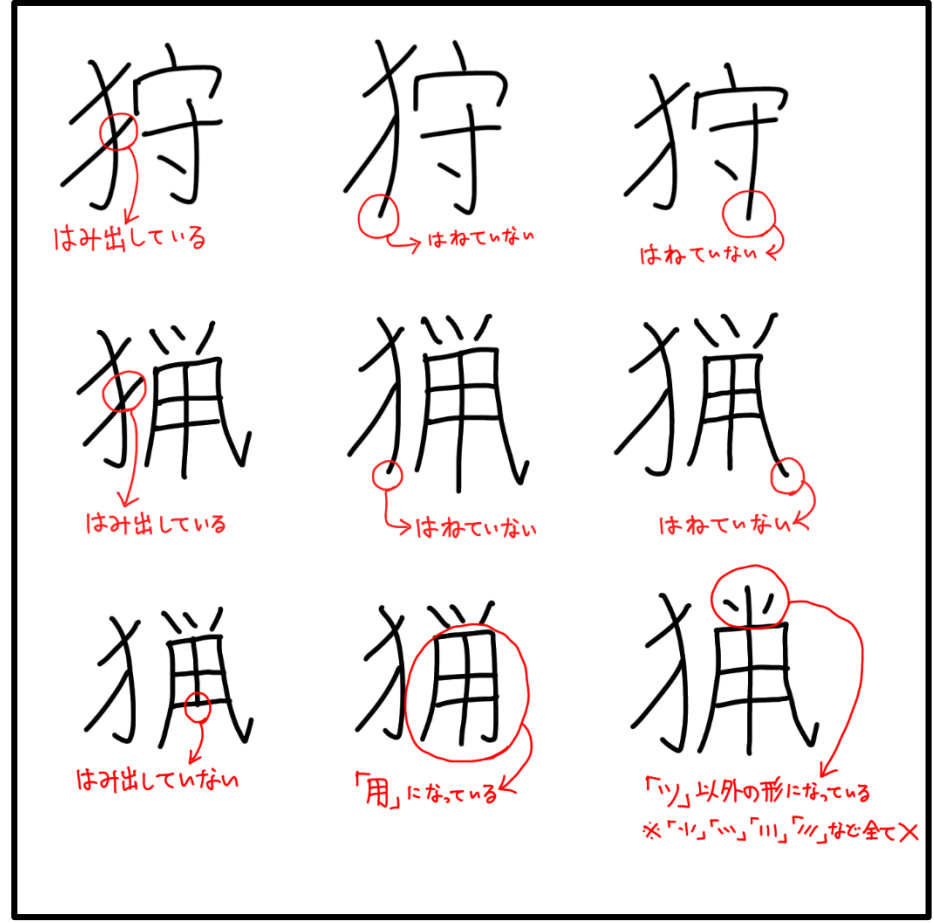
1 〓 狩獵	2 〓 凶鑑	3 〓 恐縮	4 〓 媒介
5 〓 讓（つて）			

※ すべて部分点なし・別解なし。

※ 行書・草書、略字、薄い筆跡、乱雑な筆跡は0点。

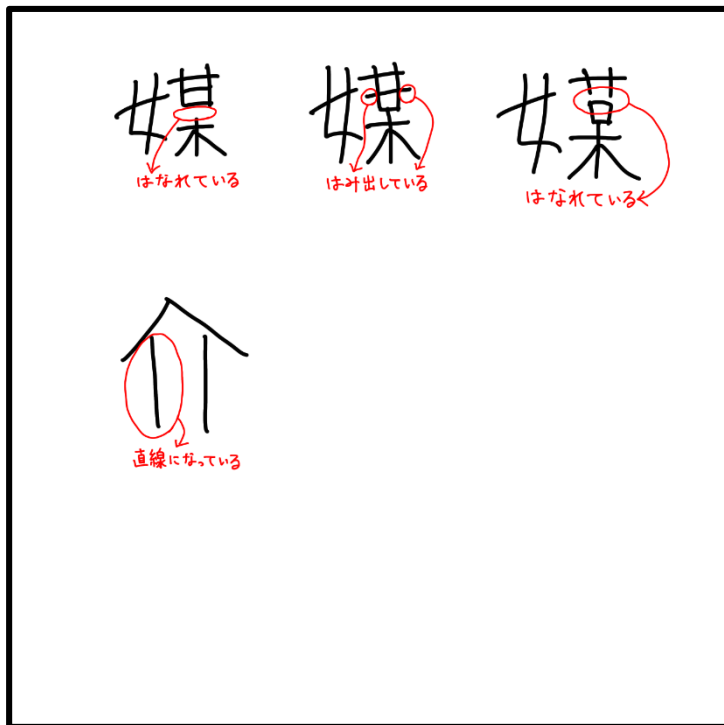


2 図鑑 不正解例は左記の通り。

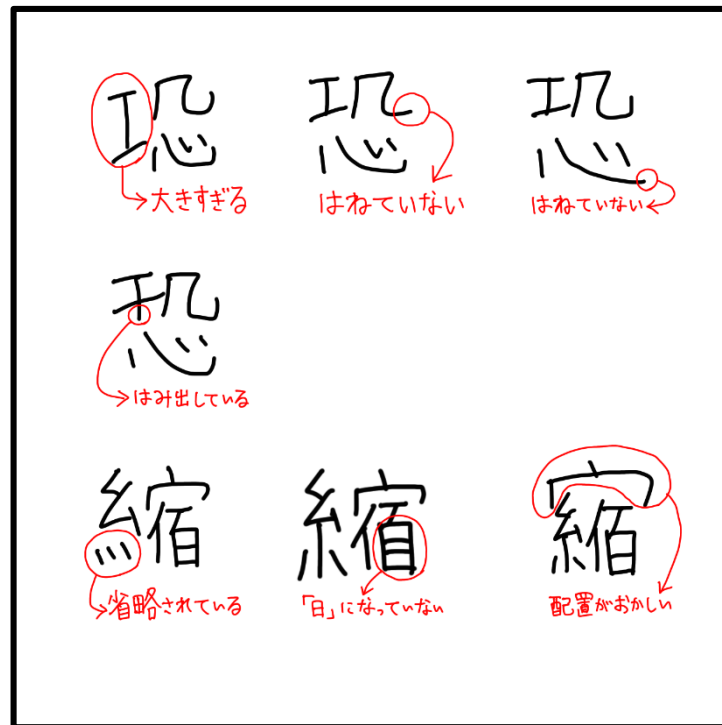


1 狩猟 不正解例は左記の通り。

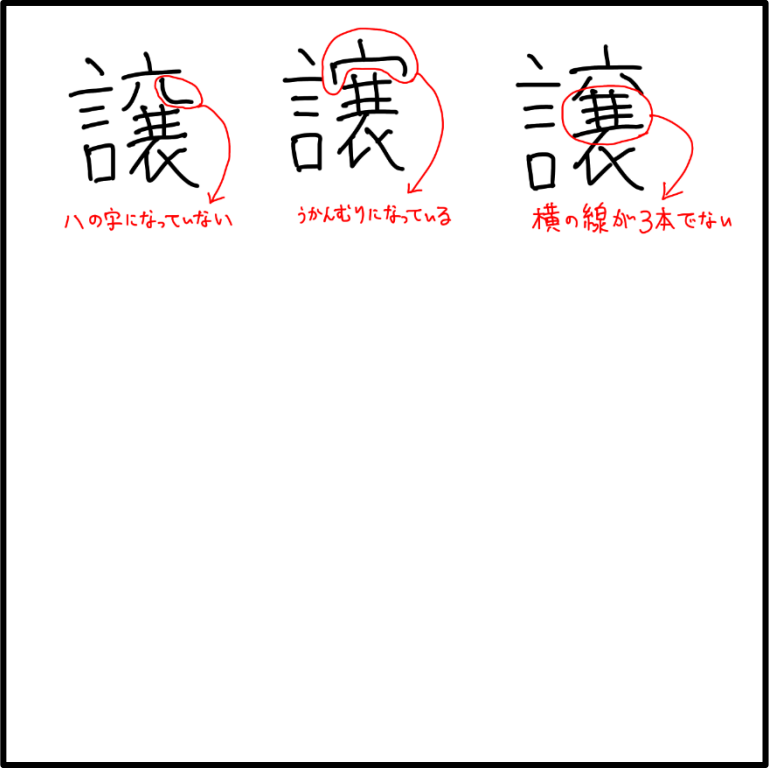
「イ」以外の形になっている
 ※「レ」「心」「山」「川」など全て×



4 媒介 不正解例は左記の通り。



3 恐縮 不正解例は左記の通り。



5 譲(つて) 不正解例は左記の通り。

問一 配点：6点

A 2点		B 2点		C 2点
「犬」という字	と	本物のイヌ	が	似ていない
				ということ。
				「25字」

- ※ 31字以上の記述は全体0点。最終マス(30マス目)に「と」「の」二字を記入している場合も0点。
- ※ 24字未満の記述は1点減点。
- ※ 文末「こと」または「。(句点)」の表記なしは各1点の減点。
- ※ 誤字・脱字・衍字、主述の呼応および文法的な誤りは各1点の減点。
- ※ 真逆の意味になっていなければ、余計な言葉があっても不問。

●採点方法：各要素単独採点

○要素A 「犬」という字：2点

- ・ カギカッコの有無は不問。
- ・ 「字」は「文字」「漢字」でも可。
- ・ 修飾語なしで単に「犬」としている場合は不可。
- ・ 修飾語なしで単に「字」「文字」「漢字」としている場合は不可。
- ・ 「イヌ」という字など、「イヌ」をカタカナで書いている解答は不可。

○要素B 本物のイヌ：2点

- ・ 「イヌ」は漢字の「犬」でも可。
- ・ 「本物の」「は」「現実の」「実際の」「実物の」でも可。
- ・ 「犬そのもの」「イヌそのもの」「でも可。
- ・ 修飾語なしで単に「イヌ」「犬」としている場合は1点減点。

○要素C 似ていない：2点

- ・ 「似てない」「は日本語不備で1点減点。
- ・ 「同じでない」「近くない」は不可。

問三 配点：7点

A 2点

言葉の意味を言葉で説明する ことには 限界があり、やがて

B 2点

C 1点

言葉以外の何ものか によつて 説明しなければならなくなる

D 2点

から。

「55字」

※ 61字以上の記述は全体0点。最終マス(60マス目)に「ら」の二字を記入している場合も0点。

※ 48字未満の記述は1点減点。

※ 文末「から」または「。(句点)」の表記なしは各1点の減点。

※ 誤字・脱字・衍字、主述の呼応および文法的な誤りは各1点の減点。

※ 真逆の意味になっていなければ、余計な言葉があっても不問。

●採点方法：各要素単独採点

○要素A 言葉の意味を言葉で説明する：2点

・説明「に相当する語がなければ不可。」言葉で表す「なども不可。」

・言葉の説明「でも可。その他、同様の表現であれば可。」

・言葉で「は」他の言葉で「でも可。」

○要素B 限界がある：2点

○要素C 言葉以外の何ものか：1点

・言葉以外の何か「言葉以外の手段」でも可。

○要素D 説明しなければならなくなる：2点

・「…」しなければならぬ「…」…」…」に相当する語がなければ不可。

・説明する必要がある「説明する」ことが必要「説明なければ可」でも可。

・説明「に関する話である」とが文脈から分かれば、説明「の語はなくてもよい。」

問四 配点：7点

A 3点

我々がこの世界で出会うあらゆる物は、つけよつと思えば個々の

B 2点

C 2点

名前をつけよつこのでよける 個々の物である と つごう と。

[54字]

※ 61字以上の記述は全体0点。最終マス(60マス目)に「と」の二字を記入している場合も0点。

※ 48字未満の記述は1点減点。

※ 文末「こと」または「。(句点)」の表記なしは各1点の減点。

※ 誤字・脱字・衍字、主述の呼応および文法的な誤りは各1点の減点。

※ 真逆の意味になっていなければ、余計な言葉があっても不問。

●採点方法：各要素単独採点

○要素A 我々がこの世界で出会うあらゆる物：3点

・以下の4つの要素のうち、1つが含まれていれば1点。2つが含まれていれば2点。3つ以上が含まれていれば3点(4つすべてが含まれていても3点なので注意)。

①「われわれ(私たち)」「または」「人間」に関係するものであること。「ぼくたち」は不可

②「世界」に存在するものであること

③「眼前」または「現実」に存在するもの、もしくは「出会う」「もの」であること

④「すべて」「または」「あらゆる」「もの」であること

(例)「われわれの眼前にあるもの」(たち)「たち」」 ①③で2点

「私たちが出会うもの」 ①③で2点

「人間の眼前に広がる現実世界」 ①②③で3点

「現実の世界に存在する全ての物」」 ②③④で3点

○要素B つけようと思えば個々の名前をつけることのできる：：2点

- ・「Aに」それぞれ名前をつけられる「ことが分かればよい。
- ・固有名をつけることができない「個別に名前をつけられる」「個々の名を用いて名付けられる」でも可。

・名前をつけられる「など」「個々の」もしくは「固有の」「個別の」に相当する表現がない場合は1点減点。

- ・固有名を持つ「など」「できる」「…られる」等の可能表現がない場合は1点減点。

○要素C 個々の物である：：2点

- ・「個別の物である」「具体的な個体である」でも可。
- ・「個物である」(＝傍線部の表現そのまま)「固有の物である」は不可。
- ・「個々の犬」「個々の花」など、「物」に関して対象を限定しているものは不可。
- ・「独立した物である」は不可。(独立／隷属という文脈ではないため)

問五 配点：各3点

a || ホ

b || ハ

c || イ

問六 配点：4点

□

問七 配点：7点

ホ

※ 問五～問七は別解なし。ひらがなで解答しているものなどはすべて不可。

二 小説 新美南吉『手袋を買いに』 採点基準（50点満点）

問一 配点：各2点

- | | | |
|---------|----------|---------|
| 1 ちようだい | 2 ひやくしよう | 3 か（いで） |
| 4 たな | 5 と（んで） | |

※すべて部分点なし・別解なし。

※行書・草書、略字、薄い筆跡、乱雑な筆跡は0点。

問二 配点：各2点

X 八 Y 六 Z 六

問三 配点：4点

□

問四 配点：4点

イ

問五 配点：10点

A1点

B1点

C2点

全幅の信頼を置く母が再三注意したにもかかわらず指示と反対

D2点

の手を差し出してしまったが、無事に帽子屋で手袋を買えたことに

E1点

F3点

加え、帰路で人間の母親の優しく子供をあやす声が聞こえ、人間への警戒心が薄れたから。

[99字]

※ 101字以上の記述は全体0点。最終マス(100マス目)に「ら」の二字を記入している場合も0点。

※ 80字未満の記述は1点減点。

※ 文末「から」または「。(句点)」の表記なしは各1点の減点。

※ 誤字・脱字・衍字、主述の呼応および文法的な誤りは各1点の減点。

※ 真逆の意味になっていなければ、余計な言葉があっても不問。

※ 明らかに本文の内容に矛盾する記述があれば各1点減点。

※ 設問文自体に「子狐がこのように思った理由」とあるので、主語(子狐)は省略可。

●採点方法：各要素単独採点

○要素A 全幅の信頼を置く母：1点

・「全幅の信頼」は「強く信頼している」「全面的に信用」などの表現も可。

・『大好きな母の言葉を信頼していた』などの表現も可。

・『信頼』は『信用』などの表現でも可。

・「全幅の信頼」「全面的に信用」「大好きな」などの修飾がなく、単に「母」「母狐」としている場合は不可。

○要素B 再三注意した：1点

・「再三」は「繰り返し」「何度も」「念入りに」などの表現でも可。

・「注意」は「手順を(指示)などの表現でも可。

・再三「繰り返し」「何度も」「念入りに」などの修飾がなく、単に「指示」「注意」としている場合には不可。

○要素C（指示と）反対の手を差し出してしまった：2点

・母の指示が守れなかった、遵守できなかったことを明示できていれば可。
ただし手を差し出す場面で人間の手と狐の手を間違えるという過ちを犯したことが「反対の手」「逆の手」などの言葉で明示されていない場合は1点。
・「指示」は「注意」「説明」などの表現でも可。
・母の指示と言及していなくても、『逆の手』など母の指示とは異なる手を出したと明示できていれば可。

○要素D 無事に帽子屋で手袋を買えた：2点

・「無事に」は「何事もなく」「人間に捕まることなく」などの表現でも可。
・帽子屋で「は」「人間から」「町の人から」などの表現でも可。
・無事に「や」帽子屋で「などの修飾語はどちらか一方があれば可。両方ない場合は1点のみ加点。

○要素E 帰路で人間の母親の優しく子供をあやす声：1点

・人間のお母さんが子供を優しく寝かすつける様子に言及できていれば広く許容。
・帰路で「は」「窓の下」や「人間の町で」など場所や時間として正しければ許容。
・当初恐ろしい存在として描かれていた人間の穏やかな様子に触れる場面なので、「人間」であることが明示されていなければ不可。

○要素F 人間への警戒心が薄れたから：3点

・「警戒心」は「恐怖心」などの表現でも可。
・「母狐の言いつけ・注意・警告が大げさだったと思ったから」などの表現も可。

問六 配点：8点

A 2点

人間の町について知識がある母狐は自己の経験に基づき人間に

C 2点

対し強い恐怖心を抱いていたが、子狐に優しく対応した帽子屋の

D 2点

話を聞き戸惑っている。

※ 71字以上の記述は全体0点。最終マス(70マス目)に「ら」の二字を記入している場合も0点。

※ 56字未満の記述は1点減点。

※ 文末表現の誤りまたは「。(句点)」の表記なしは各1点の減点。

※ 誤字・脱字・衍字、主述の呼応および文法的な誤りは各1点の減点。

※ 真逆の意味になっていなければ、余計な言葉があっても不問。

●採点方法：各要素単独採点

○要素A 人間の町について知識がある母狐：2点

・「人間の町」は「人間」「町」でも可。その他、同様の表現であれば可。

・母狐の友達の狐が人間の百姓に追いかけて回されたという経験を踏まえて、母狐が人間の町についての知識・認識があるという記述があれば広く許容。

○要素B 人間に対し強い恐怖心を抱いていた：2点

・母狐の過度の警戒心について言及できていれば広く許容。

・「人間に対し」が抜けている場合、1点減点。

・「人間に対する恐怖心」が抜け「子狐を心配していた」という記述のみの場合、1点減点。

・要素Aとの関連性が明示できていなければ1点減点

○要素C 子狐に優しく対応した帽子屋：2点

・「優しく」は「人間同様に」「平常通り」などの表現でも可。

・子狐の間違いが悲劇に至らず、予定通り帽子屋から手袋を買えたことを明示できていれば広く許容。

○要素D 「惑っている」：2点

・「戸惑っている」「は」「困惑している」「訝しんでいる」「疑心暗鬼になっている」などの表現でも可。

・傍線部における母狐の端的な心情を表す文末になっていなければ不可。

問七 各4点

□・ホ

Ⅲ 古文 『平家物語』 採点基準 (50点満点)

問一 配点：各2点

①お移りになる(いらっしやる) ②将来のこと ③本当に

①「お移りになる」

・「わたる」を「移る、いる」の意味で訳せていなければ1点減点。

・「いる」の意味で訳している「いらっしやる」も可。

・助動詞「す」を尊敬の意味で訳せていなければ1点減点。

・補助動詞「たまふ」を尊敬の意味で訳せていなければ1点減点。

・その他誤字・脱字・衍字などは各1点減点。

②「将来のこと」

・「ゆく世」を「将来のこと」「など」などで意味が通るような意識がなされていないものは2点減点。

・その他誤字・脱字・衍字などは各1点減点。

・旅の途「と」という表現を踏まえて、「これから行く場所の様子などの意味合いで訳しているものも可」。

③「本当に」

・「げにも」を「本当に、もっともだ」と訳せていないものは2点減点。

・その他誤字・脱字・衍字などは各1点減点。

問二 配点：各4点

- ① 推量の助動詞「むず(んず)」の終止形／
+ 推量の助動詞「らむ」の終止形
- ② ラ行四段活用 of 動詞「いたる」の已然形／+
完了 of 助動詞「り」の終止形／
- ③ ラ行四段活用 of 動詞「たまる」の未然形／+
打消 of 助動詞「ず」の連体形／

※「」で区切られている箇所で誤りがあるたび、1箇所につき1点減点。

※同一の区間内「」で区切られている箇所で複数の誤りがあつたとしても、1点減点に
よらぬ。

(例) a :: 過去 of 助動詞「つ」 of 連用形

→ 2点

b :: ラ行下二段活用 of 助動詞「いたる」 of 已然形／
+ 完了 of 助動詞「り」 of 終止形

→ 3点

問三 配点：8点

A 3点

B 2点

時忠が、窃盗や強盗をした罪人たちを捕らえて、理由もなく

C 3点

一人一人の右肘より先を切り落とすほど、悪い人物であったから。

(57字)

※ 61字以上の記述は全体0点。最終マス(60マス目)に「ら」の二字を記入している場合も0点。

※ 48字未満の記述は1点減点。

※ 文末「から」または「。(句点)」の表記なしは各1点の減点。

※ 誤字・脱字・衍字、主述の呼応および文法的な誤りは各1点の減点。

※ 真逆の意味になっていなければ、余計な言葉があっても不問。

●採点方法：各要素単独採点

○要素A 3点

・「窃盗や強盗をした罪人たちを捕らえる」などの内容が記述されていない答えは3点減点。

・「窃盗や強盗をした」という意味が含まれていれば「罪人」という言葉の有無は不問。

○要素B 2点

・「様もなく」「を」理由もなく、意味もなく「などの意味で訳出していない答えは2点減点。

・理由がないという意味が分かれば広く許容する。

○要素C 3点

- ・「腕を切り落とす」という内容がなければ2点減点。
- ・切り落としたのが罪人たちの腕だとわからない答案は1点減点。
- ・「腕を切り落とした」という内容がわかれば肘などの具体的な部位の記述は不問。

問四

(1) 配点：各2点

「かた」と「め」

(2) 配点：4点

八

問五 配点：6点

A 2点

B 3点

今までの悪行が原因となつてしまい、時忠の流罪の軽減が認めら

C 1点

れず、流罪が確定したということ。 (45字)

- ※ 51字以上の記述は全体0点。最終マス(50マス目)に「と。」の二字を記入している場合も0点。
- ※ 40字未満の記述は1点減点。
- ※ 文末表現の誤りまたは「。(句点)」の表記なしは各1点の減点。
- ※ 誤字・脱字・衍字、主述の呼応および文法的な誤りは各1点の減点。
- ※ 真逆の意味になっていなければ、余計な言葉があっても不問。

●採点方法：各要素単独採点

○要素A 2点

・「かなはず」の理由が「今までの悪行である」という内容が記述されていなければ2点減点。

・悪行の内容を具体的に書いているものも許容する。

○要素B 3点

- ・「かなはず」の目的語が「流罪の軽減」だとわかる記述がない答案は2点減点。
- ・流罪の主体が時忠だとわかる記述がない答案は2点減点。
- ・「流罪の軽減」を「減刑、罪の軽減」などとしている解答も可。

問六 配点：各5点

八・ホ

問一 配点：7点

A 2点

先日の銀を受け取らなかつた ことが 正しい の であらば、

B 1点

C 1点

D 2点

後日の銀を受け取つた ことは 誤りである でしょう。

E 1点

- ※ 字数制限なし。
- ※ 解答が解答欄をはみ出している場合は全体0点。
- ※ 文末の句点（。）がないものは1点減点。
- ※ 誤字・脱字・衍字、主述の呼応および文法的な誤りは各1点の減点。
- ※ 真逆の意味になっていなければ、余計な言葉があっても不問。

●採点方法：各要素単独採点

○要素A 先日の銀を受け取らなかつた：2点

- ・「先日」「銀」「受け取らなかつた」の3要素があれば2点。
- ・3要素のうち一つでも欠けていれば0点。

・「先日」は「前日」「昨日」「以前」「前回」でも可。

・「銀」は「兼金」「百鎰の銀」「斉の国で王から贈られた銀」「お金」「金」「金銭」でも可。

・宋の国で王から贈られた銀」「薛の国で王から贈られた銀」「七十鎰の銀」「五十鎰の銀」などはすべて不可。

・「銀」を「献金」などとしている場合は1点減点。

・兼金二百」の語をそのまま用いている場合は0点。

○要素B 正しい：1点

- ・「間違っていない」「でも可」。
- ・Aが書かれていない場合でも加点対象になる。

○要素C であれば：1点

- ・「…だとしたら」「…だとすると」など、順接仮定条件を表す語であれば可。
- ・「…ので」「…から」など、順接確定条件で訳している場合は不可。
- ・その他、逆接表現などで訳している場合も不可。

○要素D 後日の銀を受け取った：2点

- ・「後日」「銀」「受け取った」の3要素があれば2点。
 - ・3要素のうち一つでも欠けていれば0点。
 - ・「銀」に関する話であることが文脈から分かれれば、「銀」の語はなくてもよい（要素Aで明記されている場合など）。ただし、以下の例のように明らかに『要素Aの銀』と『要素Dの銀』がまったく同じものである「かのように書かれているものは不可。」
- (例) 先日兼金一百を受け取らなかつたことが正しければ、今日それを受け取るのは間違
いたと言える。(今日に受け取るものも兼金一百であるかのように見えるため×)

- ・「後日」は「今日」「今回」でも可。
- ・「銀」は「七十銖・五十銖の銀」でも可。ただし、どちらか一方のみを記述している場合は不可。
- ・「銀」は「お金」「金」「金銭」でも可。
- ・「銀」は「宋の国や薛の国で王から贈られた銀」などでも可。ただし、どちらか一方のみを記述している場合は不可。
- ・「百銖の銀」「斉の国で王から贈られた銀」などはすべて不可。
- ・「銀」を「献金」などとしている場合は1点減点。

○要素E 誤りである：1点

- ・「間違っている」「正しくない」などでも可。
- ・Dが書かれていない場合でも加点対象になる。

問三 配点：各7点

(B)

A 2点	B 2点	C 3点
よまわに	よほくゆへ	あらたす。

※ 字数制限なし。

※ 解答が解答欄をはみ出している場合は全体0点。

※ 文末の句点(。)の有無は不問。

※ 誤字・脱字・衍字は各1点の減点。

●採点方法：各要素単独採点

○要素A よまわに：2点

・「わ」は「われ」でも可。

○要素B よほくゆへ：2点

・「よほく」は「よほくく」「よほく」「よほひ」でも可。

・「ゆへ」は「ゆへい」でも可。

・「行」を「く」と読たぶこの場合はすすべ不可。

【別解】「よほくゆへ」は「えんじつ」「きたかう」でも可。

○要素C あらたす：3点

・別解なし。

(C)

A 2点	B 2点	C 3点
いまだ	しよする	あらざるなり。

※ 字数制限なし。

※ 解答が解答欄をはみ出している場合は全体0点。

※ 文末の句点(。)の有無は不問。

※ 誤字・脱字・衍字は各1点の減点。

●採点方法：各要素単独採点

○要素A いまだ：2点

・別解なし。

・呼応表現(「…ざる」「…ざる」「…ず」)がない場合でも加点対象になる。

○要素B しよする：2点

・「しよする」「しよする」「しよする」「しよする」で可。

○要素C あらざるなり：3点

・「あらざるなり」「あらざるなり」「あらざるなり」で可。

問四 配点：6点

孟子

※ 「夫子」「予」「行者」「之」「君子」などはすべて不可。

問五 配点：7点

□

問六 配点：8点

A 3点

宋の国や薛の国では銀を受け取る正当な理由が存在したが、

B 2点

C 3点

齊の国では銀を受け取る理由が存在せず、賄賂を受け取ること

になつてしまふ から。

[65字]

※ 71字以上の記述は全体0点。最終マス(70マス目)に「ら」の二字を記入している場合も0点。

※ 56字未満の記述は1点減点。

※ 文末「から」または「。(句点)」の表記なしは各1点の減点。

※ 誤字・脱字・衍字、主述の呼応および文法的な誤りは各1点の減点。

※ 真逆の意味になつていなければ、余計な言葉があつても不問。

※ AとBを明らかに順接関係で結んでいる解答は1点の減点。

●採点方法：各要素単独採点

○要素A 宋の国や薛の国では銀を受け取る正当な理由が存在した：3点

・「宋」「薛」「銀を受け取る理由が存在した」の3要素があれば3点。

・右記の3つの要素のうち、1つが含まれていれば1点。2つが含まれていれば2点。3つが含まれていれば3点。

・「銀」は「兼金」「お金」「金」「金銭」でも可。

・「銀を受け取る理由が存在した」は「銀を受け取るのが正しい」「銀を受け取っても良かった」でも可。

・銀の受け取りに関する話であることが文脈から分かれれば、「銀」の語はなくてもよい。解答全体を通して「銀」に相当する語が一切ない場合は0点。

・「銀」を「献金」などとしていいる場合は1点減点。

○要素B 齊の国では銀を受け取る理由が存在しない：2点

・「齊」「銀を受け取る理由が存在しない」の2要素があれば2点。

・右記の2つの要素のうち、1つが含まれていれば1点。2つが含まれていれば2点。

・「銀」は「兼金」「お金」「金」「金銭」でも可。

・「銀を受け取る理由が存在しない」は「銀を受け取る必要がない」「銀を受け取ることは許されない」でも可。

・銀の受け取りに関する話であることが文脈から分かれれば、「銀」の語はなくてもよい。解答全体を通して「銀」に相当する語が一切ない場合は0点。

・「銀」を「献金」などとしている場合は1点減点。

○要素C 賄賂を受け取る：3点

・A及びBが書かれていない場合でも加点対象になる。

・「賄賂」の語がない場合は不可。

・「賄賂」になってしまっ「受け取ると賄賂になる」などでも可。